

令和2年分 所得税確定申告の主な改正点

令和2年分所得税確定申告から、公的年金控除・給与所得控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられます！

給与所得控除の改正

「給与所得控除」は、会社員や公務員などの給与所得者が勤務する上での必要経費として年収から差し引くことができる控除ですが、**控除額が一律で10万円引き下げられ、同時に給与所得控除の上限も220万円から195万円と変更されました。**

給与の収入金額（A）	給与所得控除額	
	改 正 後	改 正 前
1 6 2万円5千円 以下	5 5万円	6 5万円
1 6 2万5千円 超 ～ 1 8 0万円 以下	(A) × 4 0 % - 1 0万円	(A) × 4 0 %
1 8 0万円 超 ～ 3 6 0万円 以下	(A) × 3 0 % + 8万円	(A) × 3 0 % + 1 8万円
3 6 0万円 超 ～ 6 6 0万円 以下	(A) × 2 0 % + 4 4万円	(A) × 2 0 % + 5 4万円
6 6 0万円 超 ～ 8 5 0万円 以下	(A) × 1 0 % + 1 1 0万円	(A) × 1 0 % + 1 2 0万円
8 5 0万円 超 ～ 1, 0 0 0万円 以下	1 9 5万円	
1, 0 0 0万円 超		2 2 0万円

※ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五（年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）により給与所得の金額を求めます。

公的年金等控除額の改正

年金収入金額が770万円未満の区分の控除額が10万円引き下げられ、改正前に「770万円以上」であった区分が2つに分けられました。
（公的年金等の雑所得以外の合計所得額が1,000万円以下の場合）

年齢区分	改正後		改正前	
	【A】 公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額	【A】 公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額
65歳未満 (S31.1.2 以降の 生まれ)	～60万円以下	0円	～70万円以下	0円
	60万円超～130万円未満	$[A] - 60\text{万円}$	70万円超～130万円未満	$[A] - 70\text{万円}$
	130万円超～410万円未満	$[A] \times 0.75 - 27\text{万}5\text{千円}$	130万円超～410万円未満	$[A] \times 0.75 - 37\text{万}5\text{千円}$
	410万円超～770万円未満	$[A] \times 0.85 - 68\text{万}5\text{千円}$	410万円超～770万円未満	$[A] \times 0.85 - 78\text{万}5\text{千円}$
	770万円超～1,000万円未満	$[A] \times 0.95 - 145\text{万}5\text{千円}$	770万円以上	$[A] \times 0.95 - 155\text{万}5\text{千円}$
	1,000万円以上	$[A] - 195\text{万}5\text{千円}$		
65歳以上 (S31.1.1 以前の 生まれ)	～110万円以下	0円	120万円以下	0円
	110万円超～330万円未満	$[A] - 110\text{万円}$	120万円超～330万円未満	$[A] - 120\text{万円}$
	330万円超～410万円未満	$[A] \times 0.75 - 27\text{万}5\text{千円}$	330万円超～410万円未満	$[A] \times 0.75 - 37\text{万}5\text{千円}$
	410万円超～770万円未満	$[A] \times 0.85 - 68\text{万}5\text{千円}$	410万円超～770万円未満	$[A] \times 0.85 - 78\text{万}5\text{千円}$
	770万円超～1,000万円未満	$[A] \times 0.95 - 145\text{万}5\text{千円}$	770万円以上	$[A] \times 0.95 - 155\text{万}5\text{千円}$
	1,000万円以上	$[A] - 195\text{万}5\text{千円}$		

※公的年金等の雑所得以外の合計所得額が1,000万円超の場合は記載省略しています。

給与所得控除の改正

「基礎控除」は改正前は所得金額に関わらず一律年間38万円となっていましたが、今回の改正で「10万円引き上げられ48万円」となりました。

同時に、一定の所得層以上は一律の控除は必要ないという考えから、年間所得が2,400万円を超える方は段階的に控除額が引き下げられ、2,500万円を超える所得層の基礎控除額は0円となります。

○ 改正後

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	控除なし

○ 改正前

38万円
(所得制限なし)